

特定畑作物共済に係る基準生産金額及び 基準収穫量の設定に関する準則

一部改正 平成15年6月30日 農林水産省告示第 961号
〃 平成15年12月9日 農林水産省告示第2027号
〃 平成23年8月31日 農林水産省告示第1673号
〃 平成27年9月25日 農林水産省告示第2155号

農林水産省告示第1193号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の6第5項及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第47条の9第2項の規定に基づき、特定畑作物共済の共済目的の種類に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則を次のように定め、平成6年12月1日から施行する。

平成6年8月23日

特定畑作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定 に関する準則

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第150条の6第1項第2号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと、農作物の年産ごと及び農業共済組合の組合員又は法第120条の13第1項の畑作物共済資格者（以下「申込者」と総称する。）ごとに定めるものとし、その金額は、過去5年間に於ける当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた収穫物の数量及び価格に関する資料に基づき算出される当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る単位当たり生産金額に、当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の栽培面積を乗じて得た金額を基礎として定める金額とする。
- 2 農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第47条の34第1項の基準収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物の年産ごと及び申込者ごとに定めるものとし、その数量は、過去5年間に於ける当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた収穫物の数量に関する資料に基づき算出される当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る単位当たり収穫量に当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の栽培面積を乗じて得た数量を基礎として定める数量に、当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る価格指数を乗じて得た数量とする。
- 3 前項の価格指数は、当該申込者の住所の存する組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）の区域内において過去一定年間に収穫された当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の平均的な価格に対する当該申込者が当該一定年間に収穫した当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の価格の比として当該組合等の定める指数とする。
- 4 組合等は、法第150条の6第1項第2号の基準生産金額又は規則第47条の34第1項の基準収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産セン

ター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の指導又は助言等を受けるものとする。